

# 高棚こども園及び志貴保育園中規模改修ほか設計業務仕様書

本業務委託は、下記の設計業務によって構成されている。本仕様書は各設計業務に関する必要事項を列記したものである。

第1 高棚こども園中規模改修設計業務

第2 志貴保育園中規模改修設計業務

第3 あけぼの保育園保全等改修設計業務

第1 高棚こども園中規模改修設計業務

## I 業務概要

### 1 業務の目的

本業務は高棚こども園について、老朽化した園舎、遊戯室（以下「園舎」という）の内外装及び建築設備等の改修設計を行う。

### 2 業務場所

安城市高棚町郷181番

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から 令和6年12月18日 まで

### 4 業務内容

- (1) 中規模改修設計
- (2) 保全改修設計
- (3) 周辺整備設計
- (4) 設備改修設計（(1)、(2)、(3)に関する改修設計を含む）
- (5) 各種調査及び試験業務
- (6) 積算及び設計書の作成
- (7) 工事計画及び工事工程表の作成
- (8) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

### 5 施設概要

- (1) 園舎

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

延べ面積：730.13㎡

竣工年：昭和56年

屋根：ウレタン塗膜防水

外壁：モルタル刷毛引きリシン吹付の上、複層塗材E吹付

改修 平成8年（外部塗装改修）

(2) 園舎（遊戯室）

構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延べ面積：169.03㎡

竣工年：昭和52年（昭和56年トイレ等増築）

屋根：ウレタン塗膜防水

外壁：モルタル刷毛引きリシン吹付の上、複層塗材RE吹付

改修 昭和56年（外壁塗装改修）

平成8年（外壁塗装改修、増築部共）

平成14年（屋上防水改修）

(3) 園舎（小荷物専用昇降機）

構造 鉄骨造 2階建

延べ面積：9.44㎡

竣工年：平成12年

屋根：平形彩色スレート葺き

外壁：ALCの上、複層塗材E

## 6 改修方針

(1) 中規模改修等設計業務については、以下の方針を基本として設計を行うこと。

ア 耐震補強は実施しない。

イ 増築は行わない。

ウ 内外壁及び外部建具を除き、非構造部材の耐震化は要求しない。

エ 仕上げ材の改修を基本とする。

(2) 施設を使用しながらの工事のため施設利用者に配慮した設計とし、工区分けを計画し、設計に反映させること。

(3) 建築基準法、消防法その他の建築関連法令に適合すること。なお、既存不適合部分は適合させる改修を計画すること。

- (4) 現地調査等により確認された劣化又は不具合箇所については、改修等の検討を行い、設計に反映させること。

## 7 設計内容

### (1) 中規模改修設計（別紙、基本仕様書参照）

#### ア 保育室改修

#### イ 遊戯室改修

#### ウ トイレ改修（別紙、トイレ衛生器具設置数参照）

(ア) ①については、トイレ、手洗い、調乳室及び洗濯室を含め間仕切り壁撤去の可否を検討し計画すること。

(イ) 工事に伴う仮設として、別室等に洗濯室を設けるため、必要な設備について給排水及び電源等を検討し、確保すること。

#### エ 廊下改修

#### オ 給食受室改修

(ア) 工事に伴う仮設として、別室等に給食受室を設けるため、必要な設備について、給排水、給湯及び電源等を検討し確保すること。特に給湯系統については留意を行うこと。

(イ) 搬入出に伴い、出入口に木製簡易扉の設置並びにテラス上に木製簡易プラットホームの設置をすること。

(ウ) 給食コンテナ搬入出の建具について、雨、砂、虫等の侵入と搬入出のしやすさについて検討をし、建具形状、庇の設置の必要性等について計画すること。

#### カ 調乳室改修

#### キ 静養室改修

(ア) 空調設備（EHP）を新設する。新設に際し、空調負荷計算、設備容量、設備効率化（台数制御等）及び空調方式の比較検討を行うこと。

(イ) 既設改修のため、機器設置状況、配管スペースの可否等、施設内の現況を十分に把握した上で計画すること。

(ウ) 空調機の仕様については、環境省指定先進的高効率機器を採用すること。

#### ク 職員室改修（扉）

#### ケ 物置改修

扉更新を原則とする。また2階東側のトイレの手洗いを物置とする。

## コ テラス改修

※保育室との段差解消を計画するが、他部位との取り合いや施工性など総合的に判断して計画すること。

## サ 屋上ベランダ改修

(ア) 屋上ベランダについては、プール運営を考慮し、給排水及び温水シャワー等の計画をすること。また、目洗い水栓については改修をすること。

(イ) 必要に応じて、給湯器の更新を計画すること。

## (2) 保全改修設計 (別紙、基本仕様書参照)

### ア 屋根改修

- ・屋根改修又は防水改修 (比較検討をすること。)
- ・軒樋、ドレイン等の更新
- ・パラペット天端、機械基礎天端等の防水改修

### イ 外壁改修

- ・外壁、上裏等の劣化部補修の上塗替え
- ・各部シーリング打ち替え
- ・堅樋更新

※ 立面図にて外観着彩図を作成すること。

### ウ 外部建具改修

## (3) 周辺整備改修設計 (別紙、基本仕様書参照)

### ア 門扉廻り改修

- (ア) 通用口にインターホン (電子錠、テンキー)
- (イ) 正門前のハンドホール改修
- (ウ) 飼育小屋の撤去
- (エ) 植栽の撤去

### イ テラス前改修

- (ア) 避難階段の更新
- (イ) 乳児室前にデッキテラスを設置
- (ウ) 外部手洗い改修

### ウ その他改修

- (ア) 北側駐車場外灯更新

(イ) 北側駐車場一部舗装

(ウ) 自転車置き場撤去

#### (4) 設備改修設計

ア 幹線設備改修

※容量増加に伴う配線更新

イ 照明設備改修

(ア) 既設照明器具の撤去及びLED器具への更新

(イ) 「学校環境衛生基準」に基づく照度計算による、均等な照度を得られるための配置計画の作成

(ウ) 外灯及び屋外防犯灯のLED化

(エ) 照明器具更新に伴う電灯盤改修、電源配線改修の設計

(オ) 照明スイッチの更新

ウ コンセント設備改修

※容量増加に伴う電灯盤改修、電源配線改修の設計

エ 弱電設備改修

オ 自動火災報知設備・非常警報設備改修

カ 放送設備の改修

キ 給排水衛生設備改修

ク 改修に支障となる設備機器等の一時撤去、復旧

ケ 給排水管の保温材のアスベスト含有調査

※改修範囲において、アスベストの含有調査及び復旧を行い、設計に反映すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

#### (5) 各種調査及び試験業務

ア 屋根劣化調査

※屋根全面について実施するものとし、目視を原則とする。

イ 外壁劣化調査

※外壁全面の目視及びモルタル面の打音法（足場を設けず調査が可能な範囲までとする）により剥離、浮き、クラック等を調査する。

ウ アスベスト含有分析調査

(ア) モルタル（棟毎）1箇所ずつ実施し、以下に示す各材料のそれぞれにつ

いて、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。

なお、試験後の補修も本業務に含む。

(イ) アスベスト事前調査及び分析調査は、関係法令を遵守し、有資格者が作業にあたること。

(ウ) 調査対象箇所

園舎

- ・トイレ壁モルタル
- ・トイレ腰壁タイル下地モルタル
- ・トイレ床タイル下地モルタル

遊戯室

- ・トイレ壁モルタル
- ・トイレ腰壁タイル下地モルタル
- ・トイレ床タイル下地モルタル

(エ) アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

エ 外部建具劣化調査

※外部建具全数について実施するものとし、目視を原則とし調査すること。

またその結果を基に、更新の有無について監督員と協議し設計に反映すること。

(6) 積算及び設計書の作成

ア 基本的な改修内容が決まった段階で概算工事費を算出し、監督員と工事と改修内容について協議すること。

イ 設計図を作成し、監督員の精査及び確認を受けた後に積算業務を行うこと。

(7) 工事計画及び工事工程表の作成

ア 園児、施設利用者及び周辺環境等の安全性・利便性を確保し、施設の運営に支障がないよう考慮した仮設計画、工区分けを計画すること。

イ 必要な工事作業及び駐車場エリアを確保し、支障となった既設施設の代替施設を計画すること。

ウ 工事工程表を作成するにあたり、無理のない工程とするとともに、施設の行事などを聴取し、運営に支障の影響がないようにすること。

エ 上記ア～ウにおける仮設計画、工程表、工事ステップ図、施工条件等を設

計図書に反映させること。

オ 工事計画、工事工程について施工会社に意見を聞き取ること。

カ 既設配管配線等の調査を行い、必要があれば各設備の切り回しを計画し、設計に反映させること。

(8) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

ア 建築基準法、消防法、児童福祉法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例他、法令及び基準等について関連する規定をまとめること。

イ 上記アは別途「法規チェック図」としても図面作成すること。

ウ 必要な手続きについて、事前相談、申請書の作成、申請手続きを行うこと。

8 業務工程

下記期日までに綿密な協議を重ねたのち、各業務を完了させ、監督員にその内容を説明すること。なお、提出後、監督員からの指示がある場合は追加・修正し、完了までに成果品を作成すること。

(1) 6月中旬

比較検討により決定した各種改修仕様をもとに算出した概算金額内訳書及び工事工程表

(2) 9月中旬

すべての業務に係る概算金額内訳書（より精度の高いもの）及びその積算に必要な各工事設計図（監督員の確認を受けたもの）

(3) 10月中旬

設計基準による設計図（工事別）

(4) 11月中旬

積算資料一式（「14 成果品」表内◎印）

9 留意事項

(1) 内壁、外壁、防水及び外部建具の調査は調査報告書を提出し、改修内容と施工範囲を検討したうえで、図面に反映させるものとする。

(2) 各種調査業務は、施設管理者と協議の上、調査日を決定すること。

(3) 施設、敷地及びその周囲の調査等、計画に必要な調査は十分に行うこと。

また、調査に伴い仕上げ等を撤去した場合は現況復旧すること。

- (4) 既存建物の調査の結果を踏まえ、増築に際し措置を要する既存不適格事項の改修設計は本設計に含む。必要の際は、関係官庁、所轄消防署との協議を行い、協議内容を報告すること。
- (5) 貸与図面及び資料の精査並びに現地調査を徹底した上で現状図（いわゆる改修前図面）をすべて作成すること。
- (6) 既存階高に十分留意し設計すること。
- (7) 既存間仕切壁を撤去する場合は、構造的な安全確認をすること。

## II 業務仕様

本仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」に準ずる。

### 1 適用

仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。

### 2 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### a 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

##### b 実施設計（設計意図の伝達に関する業務を除く）

- ◎ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ◎ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ◎ 外構実施設計に関する標準業務
- ◎ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ◎ 機械設備実施設計に関する標準業務
- ・ 解体工事实施設計に関する標準業務

#### (2) 追加業務の内容及び範囲



◎ 積算業務（建築、設備）

積算数量算出書の作成

単価作成資料の作成

見積の徴取（3社以上）

見積検討資料の作成

- ・ 計画通知及び建築確認申請に関する業務
- ・ 建築基準法に基づく許認可申請書の作成及び手続業務
- ・ 都市計画法に基づく許可申請書の作成及び手続業務
- ・ 関係法令等に基づく各種申請書の作成及び手続業務
- ・ 透視図の作成（A2判1枚、カラー、額入り）
- ・ 供給処理施設（水道、電気、ガス等）管理者との協議及び手続業務
- ・ 消防法協議
- ・ 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議及び手続業務
- ・ 道路管理者、鉄道各社との協議
- ・ その他関係官庁との協議

### 3 業務の実施

#### （1）一般事項

- a. 設計業務は提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

#### （2）適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等の最新版を適用する。

##### a. 共通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ◎ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領

- ◎ 公共建築工事積算基準
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書
  - ・ 愛知県電子納品運用ガイドライン（案）
- ◎ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ◎ 設計基準
- ◎ 建築・設備CAD図面作成要領
  - ・ 測量業務特記仕様書
  - ・ 地質調査共通仕様書

#### b. 建築

- ◎ 建築工事設計図書作成基準及び同資料
  - ・ 敷地調査共通仕様書
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
  - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ◎ 建築設計基準及び同資料
  - ・ 木造計画・設計基準及び同資料
  - ・ 建築構造設計基準及び同資料
- ◎ 建築工事標準詳細図
- ◎ 構内舗装・排水設計基準及び同資料

#### c. 建築積算

- ◎ 公共建築数量積算基準・同解説
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- ◎ 公共建築工事積算基準等資料（建築工事編）

#### d. 設備

- ◎ 建築設備計画基準・同要領
- ◎ 建築設備設計基準・同要領
- ◎ 建築設備工事設計図書作成基準
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）

- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ◎ 建築設備耐震設計・施工指針
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引き
  - ・ 給水装置工事設計施工基準（安城市水道事業）

#### e. 設備積算

- ◎ 公共建築設備数量積算基準・同解説
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ◎ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ◎ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

## 4 業務計画書

業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。業務計画書は、以下の項目は必ず含めること。

### (1) 業務組織計画

総括技術者及び実務担当者を組織図として記載すること。再委託業者についても記載すること。なお、各校の実務担当者は1校につき1人を基本とし、業務遂行に支障のないよう配慮すること。

### (2) 業務実施方法

業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的な方針及び方法を具体的に記載すること。調査事項、比較検討事項、関連協議事項は一覧表にして示すこと。

### (3) 業務工程

調査、取りまとめ、作図、積算、報告その他の時期を具体的に記載すること。

### (4) 打合せ計画

打合せ時期及び内容、決定事項、関連協議事項を記載すること。

### (5) 各種調査計画書

## 5 管理技術者等の資格要件

ア 管理技術者の資格要件は次により、受注者と恒常的な雇用関係であること。

(恒常的とは3か月以上の雇用関係があることを指す。以下同じ。)

- ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士
- イ 設備担当技術者を配置し、その資格要件は次による。管理技術者と設備担当技術者は兼ねることができる。ただし、受注者と恒常的な雇用関係であること。
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
- ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士又は設備設計一級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士
- ウ 構造担当技術者を配置し、その資格要件は次による。管理技術者と構造担当技術者は兼ねることができる。ただし、構造担当技術者は雇用関係を問わない。
  - ◎ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士
    - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による一級建築士又は二級建築士
    - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による建築設備士又は設備設計一級建築士
    - ・ 建築士法（昭和25 年法律第202 号）による構造設計一級建築士

## 6 資料の貸与等

貸与可能な資料は以下のとおりである。なお、受注者は借用の際に借用書を作成すること。

### (1) 既存建物設計図

施設	図面	紙	CAD
高棚こども園	新築時図面	○	
	部分改修図面	○	○
	新築時確認申請	○	
	耐震診断書	○	
	基本図(配置図、各階平面図)	○	○ ※立面図、断面図 CAD データなし

- (2) 法定点検資料
- (3) 不具合報告書
- (4) 保守点検結果報告書

## 7 月間打合せ及び週間打合せの実施

設計委託の内容、進捗予定及び進捗状況に関する月間打合せ及び週間打合せを実施すること。ただし、週間打合せは監督員と協議の上、メールによる報告に替えることができる。

## 8 成果物及び提出部数等

成果物は次に掲げるもののうち「◎」印を付したものを紙媒体及び電子媒体で提出すること。また、設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。

### (1) 基本設計

適用	成果物	部数	サイズ	仕様
建築（総合）				
	計画説明書	2部	A3判	
	仕様概要書	2部	A3判	
	面積表及び求積図	2部	A3判	
	敷地案内図	2部	A3判	
	平面図（各階）	2部	A3判	
	断面図	2部	A3判	
	立面図	2部	A3判	
	工事費概算書	2部	A3判	
建築（構造）				
	構造計画説明書	2部	A3判	
	構造設計概要書	2部	A3判	
設備				
	各種設備計画説明書	2部	A3判	
	各種設備設計概要書	2部	A3判	
	工事費概算書	2部	A3判	
	各種技術資料	1部	A4判	

その他資料				
	現況写真	2部	A3判	
	現況調査資料	2部	A3判	
	測量資料	2部	A3判	
	地質調査資料	2部	A3判	
	概略工事工程表	2部	A3判	
	各種技術資料	1部	A4判	
	各種計算書	1部	A4判	

## (2) 実施設計

- ◎ 改修工事設計のため、改修前と改修後の図面を作成すること。

適用	成果物	部数	サイズ	仕様
建築（総合）				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	仕上表	1部	A3判	
◎	面積表及び求積図	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	現況図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	平面図（各階）	1部	A3判	
◎	断面図	1部	A3判	
◎	立面図（各面）	1部	A3判	
◎	矩計図	1部	A3判	
◎	展開図	1部	A3判	
◎	天井伏図（各階）	1部	A3判	
◎	平面詳細図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	建具金物仕様書	1部	A3判	
◎	建具表及び建具図	1部	A3判	

◎	家具図	1部	A3判	
◎	サイン計画図	1部	A3判	
・	昇降機仕様書	1部	A3判	
・	昇降機平面図	1部	A3判	
・	昇降機断面図	1部	A3判	
・	昇降機詳細図	1部	A3判	
◎	外構図	1部	A3判	
◎	外構詳細図	1部	A3判	
・	造成図	1部	A3判	
・	植栽計画図	1部	A3判	
・	雨水排水流出抑制図	1部	A3判	
◎	法令チェック図	1部	A3判	カラー
・	日影図	1部	A3判	
・	解体図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
建築（構造）				
・	構造基準仕様書	1部	A3判	
・	構造基準図	1部	A3判	
◎	伏図（各階）	1部	A3判	※志貴保育園の倉庫に限る
・	軸組図	1部	A3判	
・	部材断面リスト	1部	A3判	
・	部分詳細図	1部	A3判	
◎	雑構造図	1部	A3判	※志貴保育園の倉庫に限る
・	仕口納まり図	1部	A3判	
・	地質柱状図	1部	A3判	
・	耐震補強図	1部	A3判	
電気設備				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	

◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	受変電設備図	1部	A3判	
◎	非常電源設備図	1部	A3判	
◎	各種単線結線図	1部	A3判	
◎	幹線系統図	1部	A3判	
◎	電灯、コンセント平面図（各階）	1部	A3判	
◎	動力設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	各種機器姿図	1部	A3判	
◎	各種弱電設備系統図	1部	A3判	
◎	各種弱電設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	その他設置設備設計図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	屋外設備図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
機械設備				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	給排水衛生設備配管系統図	1部	A3判	
◎	給排水衛生設備配管平面図（各階）	1部	A3判	
◎	衛生器具表	1部	A3判	
◎	消火設備系統図	1部	A3判	
◎	消火設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	排水処理設備図	1部	A3判	
◎	空調設備系統図	1部	A3判	
◎	空調設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	換気設備系統図	1部	A3判	



◎	換気設備平面図（各階）	1部	A3判	
◎	各種機器表	1部	A3判	
◎	その他設置設備設計図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	屋外設備図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
積算資料（建築・電気・機械）				
◎	工事費内訳書	1部	A4判	Excel形式
◎	数量算出書	1部	A4判	
◎	数量調書	1部	A4判	
◎	見積書（3社以上）	1部	A4判	
◎	見積比較表	1部	A4判	
◎	単価根拠資料	1部	A4判	
その他資料				
・	構造計算書	1部	A4判	
◎	設備計算書	1部	A4判	
◎	各種計算書	1部	A4判	
・	日影図	1部	A3判	実日影図
・	建築確認申請書	1部	A3折	
◎	関係法令申請書	2部	A3折	
・	測量図	1部	A3判	
・	地質調査報告書	1部	A3折	
・	土質標本	1式	-	ケース入
・	透視図	1部	A2判	
・	模型	1基	1/50	
◎	各種調査報告書	1部	A4判	
◎	工事工程表	1部	A3判	
◎	各種選定比較表	1部	A4判	
◎	各種法令チェック確認書	1部	A4判	
◎	打合せ記録簿	1部	A4判	
・	省エネルギー関係計算書	1部	A4判	

・	ライフサイクルコスト算出書	1部	A4判	
◎	現況写真	2部	A3判	
◎	現況調査資料	2部	A3判	

## 9 留意事項

- (1) 工事区分、発注区分については、監督員と協議し、その指示によること。
- (2) 図面データの使用について、受注者は安城市が第三者に貸与することを承諾すること。
- (3) 成果物に関し、これを受注者の承諾に関わらず使用する権利は、安城市に設定する。
- (4) 成果物の引渡し後の工事発注時や工事施工時等において、当該設計に関する疑義が生じた場合、安城市と協議の上、安城市に説明するとともに必要に応じて設計図書等の修補を行うものとする。なお、これに係る費用は本業務委託料に含むものとする。
- (5) 工事の使用材料について、各メーカーにヒアリングを行い納期状況の報告を行うこと。また、納期状況を工事スケジュールに反映すること。
- (6) 専門業者から徴収する見積りは監督員の指示する方法等によること。また、業務完了後、工事発注が行われる時に見積りの有効期限を超える場合は、その処置を協議した上で、発注者は受注者へ、専門業者へのヒアリング及び再徴収を行うこと。

## 第2 志貴保育園中規模改修設計業務

### I 業務概要

#### 1 業務の目的

本業務は志貴保育園について、老朽化した園舎、遊戯室（以下「園舎」という）の内外装及び建築設備等の改修設計を行う。また倉庫の増築設計を行う。

#### 2 業務場所

安城市尾崎町北裏49番地

#### 3 履行期間

契約締結日の翌日から 令和6年12月18日 まで

#### 4 業務内容

- (1) 中規模改修設計
- (2) 保全改修設計
- (3) 周辺整備設計
- (4) 倉庫増築設計
- (5) 設備改修設計 ((1)、(2)、(3)、(4) に関する改修設計を含む)
- (6) 各種調査及び試験業務
- (7) 積算及び設計書の作成
- (8) 工事計画及び工事工程表の作成
- (9) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

#### 5 施設概要

##### (1) 敷地概要

敷地面積 2,945.36㎡

区域区分 市街化調整区域

用途地域 指定なし、建ぺい率60%、容積率200%

防火地域等 法22条区域

##### (2) 園舎

構造 鉄筋コンクリート造2階建 (遊戯室：鉄筋コンクリート造平屋建)

延べ面積：663.033㎡

竣工年：昭和58年

屋根：ウレタン塗膜防水 (令和2年改修済)

外壁：モルタル刷毛引きリシン吹付の上、複層塗材 Ud 吹付

改修：平成9年 (外部塗装改修)

令和2年 (屋上防水改修)

##### (3) 園舎 (小荷物専用昇降機)

構造 鉄骨造2階建

延べ面積：9.44㎡

竣工年：平成13年 (前年に現プロパン庫の移設と想定)

屋根：平形彩色スレート葺き

外壁：ALCの上、複層塗材E

## 6 改修方針

- (1) 中規模改修等設計業務については、以下の方針を基本として設計を行うこと。
  - ア 耐震補強は実施しない。
  - イ 内外壁及び外部建具を除き、非構造部材の耐震化は要求しない。
  - ウ 仕上げ材の改修を基本とする。
- (2) 施設を使用しながらの工事のため施設利用者に配慮した設計とし、工区分けを計画し、設計に反映させること。
- (3) 建築基準法、消防法その他の建築関連法令に適合すること。なお、既存不適合部分は適合させる改修を計画すること。
- (4) 現地調査等により確認された劣化又は不具合箇所については、改修等の検討を行い、設計に反映させること。

## 7 設計内容

### (1) 中規模改修設計（別紙、基本仕様書参照）

ア 保育室改修

イ 遊戯室改修

ウ トイレ改修（別紙、トイレ衛生器具設置数参照）

※②、② ‘について

- ・調乳室、乳児トイレ、幼児トイレを計画する。その際、既設壁の撤去、テラスに新設壁の設置の可否を検討すること。
- ・工事に伴う仮設として、別室等に調乳室及び洗濯室を設けるため、必要な設備について給排水設備及び電源等を検討し、確保すること。

エ 廊下改修

※遊戯室屋上への出入り部の改修については、避難階段設置による出入りも配慮すること。

オ 給食受室改修

(ア) 工事に伴う仮設として必要な設備について、給排水、給湯及び電源等を検討し確保すること。特に給湯系統については留意を行うこと。

(イ) 給食コンテナ搬入出の建具について、雨、砂、虫等の侵入と搬入出のしやすさについて検討をし、建具形状、庇の設置の必要性等について計画すること。

#### カ 調乳室改修

(ア) ウにて設置が不可能となった場合に実施する。

(イ) 設置が可能となった場合は、湯沸室の拡張や物入への改修などを検討すること。

#### キ 職員トイレ・沐浴洗濯室改修

(ア) 間仕切り壁撤去の可否を検討し計画すること。

(イ) 工事に伴う仮設として、別室等に洗濯室を設けるため、必要な設備について給排水及び電源等を検討し、確保すること。

#### ク 静養室改修

(ア) 床の劣化部位を調査の上、下地の更新を含めて計画すること。

(イ) 空調設備（EHP）を新設する。新設に際し、空調負荷計算、設備容量、設備効率化（台数制御等）及び空調方式の比較検討を行うこと。

(ウ) 既設改修のため、機器設置状況、配管スペースの可否等、施設内の現況を十分に把握した上で計画すること。

(エ) 空調機の仕様については、環境省指定先進的高効率機器を採用すること。

#### ケ 職員室改修

(ア) 職員トイレの改修に伴う扉改修を検討し計画すること。

#### コ 物置改修

※段差解消を原則とする。また2階東側の物置については、上記ウ（ウ）の通りとする。

#### サ テラス改修

※保育室との段差解消を計画するが、他部位との取り合いや施工性など総合的に判断して計画すること。

#### シ 遊戯室屋上改修

(ア) 遊戯室屋上については、プール運営を考慮し、給排水及び温水シャワー等の計画をすること。また、目洗い水栓については改修をすること。

(イ) 必要に応じて、給湯器の更新を計画すること。

#### ス 室外機移設

(ア) 屋外設置の既存室外機（EHP）を屋上へ移設する。

(イ) 既設改修のため、機器設置状況、配管スペースの可否等、施設内の現況を十分に把握した上で計画すること。

(2) 保全改修設計（別紙、基本仕様書参照）

ア 屋根改修（令和2年屋上防水改修範囲を除く）

※劣化調査の結果をもとに改修内容を決定すること。

イ 外壁改修

ウ 外部建具改修

(3) 周辺整備改修設計（別紙、基本仕様書参照）

ア 門扉廻り改修

(ア) 正門及び駐車場出入口に門扉、インターホン（電子錠）、出入口センサー改修、フェンス改修

(イ) 正門廻りの雨水排水改修

(ウ) 飼育小屋の撤去

(エ) 既製品倉庫の新設

イ テラス前改修

(ア) 避難階段の更新

(イ) 乳児室前にデッキテラスを設置

(ウ) 外部手洗い改修

(エ) 既設網入りガラス屋根について、安全性に配慮した材料への葺き替えを計画すること。

ウ 駐車場改修

(4) 倉庫増築設計

延べ面積 約10㎡ プレハブ造 平屋

配置検討を行い、必要に応じて既設撤去及び設備切り回しの上、増築設計をすること。雨水排水設備及び照明設備設計を行う事を基本とする。

敷地内の既設倉庫（既製品）について法適合の確認を行い、必要に応じて改修設計を行うこと。

(5) 設備改修設計

ア 幹線設備改修

※容量増加に伴う配線更新

イ 照明設備改修

(ア) 既設照明器具の撤去及びLED器具への更新

(イ) 「学校環境衛生基準」に基づく照度計算による、均等な照度を得られるための配置計画の作成

(ウ) 外灯及び屋外防犯灯のLED化

(エ) 照明器具更新に伴う電灯盤改修、電源配線改修の設計

(オ) 照明スイッチの更新

ウ コンセント設備改修

※容量増加に伴う電灯盤改修、電源配線改修の設計

エ 弱電設備改修

オ 自動火災報知設備・非常警報設備改修

カ 放送設備の改修

キ 給排水衛生設備改修

ク 改修に支障となる設備機器等の一時撤去、復旧

ケ 給排水管の保温材のアスベスト含有調査

※改修範囲において、アスベストの含有調査及び復旧を行い、設計に反映すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

## (6) 各種調査及び試験業務

ア 屋根劣化調査

※屋根全面について実施するものとし、目視を原則とする。

イ 外壁劣化調査

※外壁全面の目視及びモルタル面の打音法（足場を設けず調査が可能な範囲までとする）により剥離、浮き、クラック等を調査する。

ウ 外壁塗膜付着力試験（JIS基準に基づく引張試験）

※園舎（各棟、各方位）、2箇所ずつにおいて実施すること。なお、試験後の補修も本業務に含む。

エ アスベスト含有分析調査

(ア) 各棟（建設年毎）1箇所ずつ実施し、以下に示す各材料のそれぞれについて、含有の有無（定性分析）及び含有量（定量分析）を確認すること。

なお、試験後の補修も本業務に含む。

(イ) アスベスト事前調査及び分析調査は、関係法令を遵守し、有資格者が作業にあたること。

(ウ) 調査対象箇所

園舎

・新築時 外壁下地調整材

- ・新築時 薄塗材（リシン）
- ・改修時 外壁下地調整材
- ・改修時 複層塗材

#### 内装材

- ・トイレ壁 ドロマイトプラスター
- ・トイレ腰壁 タイル下地モルタル
- ・トイレ床 モザイクタイル

#### 園舎（小荷物専用昇降機）

- ・増築時 複層塗材

(エ) アスベストの含有が確認された場合、その含有箇所に適した改修内容を比較検討し提出すること。

#### オ 外部建具劣化調査

※外部建具全数について実施するものとし、目視を原則とし調査すること。  
またその結果を基に、更新の有無について監督員と協議し設計に反映すること。

### (7) 積算及び設計書の作成

- ア 基本的な改修内容が決まった段階で概算工事費を算出し、監督員と工事と改修内容について協議すること。
- イ 設計図を作成し、監督員の精査及び確認を受けた後に積算業務を行うこと。

### (8) 工事計画及び工事工程表の作成

- ア 園児、施設利用者及び周辺環境等の安全性・利便性を確保し、施設の運営に支障がないよう考慮した仮設計画、工区分けを計画すること。
- イ 必要な工事作業及び駐車場エリアを確保し、支障となった既設施設の代替施設を計画すること。
- ウ 工事工程表を作成するにあたり、無理のない工程とするとともに、施設の行事などを聴取し、運営に支障の影響がないようにすること。
- エ 上記ア～ウにおける仮設計画、工程表、工事ステップ図、施工条件等を設計図書に反映させること。
- オ 工事計画、工事工程について施工会社に意見を聞き取ること。
- カ 既設配管配線等の調査を行い、必要があれば各設備の切り回しを計画し、



設計に反映させること。

(8) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

ア 建築基準法、消防法、児童福祉法、人にやさしい街づくりの推進に関する条例他、法令及び基準等について関連する規定をまとめること。

イ 上記アは別途「法規チェック図」としても図面作成すること。

ウ 必要な手続きについて、事前相談、申請書の作成、申請手続きを行うこと。

8 業務工程

第1と同じ。

9 留意事項

第1と同じ。

II 業務仕様

下記以外、第1と同じ。

6 資料の貸与等

(1) 既存建物設計図

施設	図面	紙	CAD
志貴保育園	新築時図面	○	
	部分改修図面	○	○
	新築時確認申請	○	
	耐震診断書	○	
	基本図(配置図、各階平面図)	○	○ ※立面図、断面図 CADデータなし

第3 あけぼの保育園保全等改修設計業務

I 業務概要

## 1 業務の目的

本業務はあけぼの保育園について屋根、外壁、外部建具等の劣化調査を行い、保全改修設計を行う業務である。

## 2 業務場所

あけぼの保育園 安城市今本町8丁目9番地8

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から 令和6年12月18日 まで

## 4 業務内容

- (1) 保全改修設計
- (2) 各種調査及び試験業務
- (3) 積算及び設計書の作成
- (4) 工事計画及び工事工程表の作成
- (5) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

## 5 施設概要

### (1) 保育室西棟

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

延べ面積 429.4 m<sup>2</sup>

竣工年 昭和46年(1971年)

屋根 ウレタン塗膜防水

外壁 複層塗材E

改修 昭和54年(1979年) 屋上防水、外壁改修

昭和61年(1986年) 屋上防水(既存撤去)、外壁改修

平成10年(1998年) 外壁改修

平成15年(2003年) 屋上防水、外壁改修(建具更新)

### (2) 保育室東棟

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

延べ面積 760.08 m<sup>2</sup>

竣工年 昭和51年(1976年)

屋根 ウレタン塗膜防水

外壁 複層塗材E

改修 昭和61年(1986年)屋上防水(既存撤去)、外壁改修

平成10年(1998年)外壁改修

平成15年(2003年)屋上防水、外壁改修(建具更新)

(3) 園舎(小荷物専用昇降機)

構造 鉄骨造 地上2階建て

延べ面積 9.43㎡

竣工年 平成10年(1998年)

屋根 スレート葺き

外壁 複層塗材E(ALC)

改修 平成15年(2003年)外壁改修

(4) 遊戯室棟

構造 鉄筋コンクリート造(屋根鉄骨造) 地上2階建て

延べ面積 700.54㎡

竣工年 平成14年(2002年)

屋根 スレート葺き、シート防水

外壁 複層塗材E

(5) 下足室棟

構造 鉄骨造

延べ面積 20.21㎡

竣工年 平成15年(2003年)

屋根 シート防水

外壁 複層塗材E(ALC)

6 設計方針

(1) 屋根、屋上の防水、外壁の改修を基本とする。

(2) 第1の5の(2)～(4)記載

7 設計内容

(1) 保全改修設計

ア 屋根改修

第1の6の(2)アに記載

イ 外壁改修

第1の6の(2)イに記載

ウ 建具改修

- ・外部建具の金物類（クレセント、戸車、外れ止め、オペレーター等）の更新
- ・ガラス留めシールの打ち替え（内外）

(2) 各種調査及び試験業務

ア 屋根劣化調査

第1の6の(5)アに記載

イ 外壁劣化調査

第1の6の(5)イに記載

ウ 外部建具劣化調査

第1の6の(5)エに記載

(3) 積算及び設計書の作成

第1の6の(6)に記載

(4) 工事計画及び工事工程表の作成

ア 第1の6の(7)ア～ウに記載

イ アについて、仮設計画、工程表、工事ステップ図、施工条件等を設計図書に反映させること。

(5) 法令等の関係規定の確認及び必要な申請書の作成と届出

第1の6の(8)に記載

8 業務工程

第1と同じ。

9 留意事項

第1と同じ。

## II 業務仕様

下記以外、第1と同じ。

### 5 管理技術者等の資格要件

イ 設備担当技術者を配置し、その資格要件は次による。管理技術者と設備担当技術者は兼ねることができる。ただし、設備担当技術者は雇用関係を問わない。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士又は設備設計一級建築士

### 6 資料の貸与等

#### (1) 既存建物設計図

施設	図面	紙	CAD
あけぼの保育園 (配置、平面、 立面、断面図)	園舎西棟	○	○
	園舎東棟	○	○
	小荷物専用昇降機	○	○
	遊戯室棟	○	○
	下足室棟	○	○

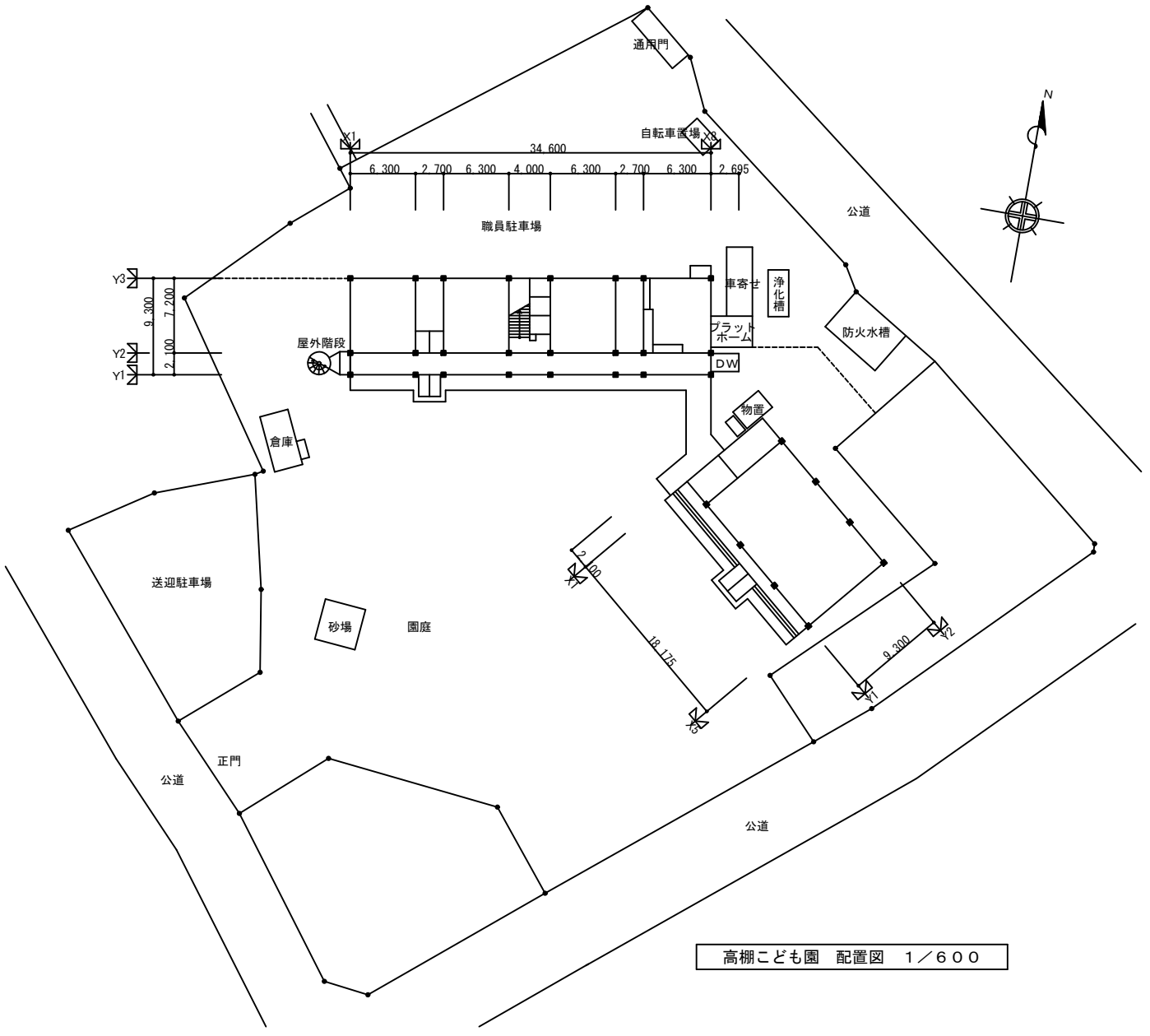
### 8 成果物及び提出部数等

#### (2) 実施設計

適用	成果物	部数	サイズ	仕様
建築（総合）				
◎	表紙及び図面リスト	1部	A3判	
◎	建築物概要書	1部	A3判	
◎	特記仕様書	1部	A3判	
◎	仕上表	1部	A3判	
◎	敷地案内図	1部	A3判	
◎	配置図	1部	A3判	
◎	平面図（各階）	1部	A3判	
◎	断面図	1部	A3判	
◎	立面図（各面）	1部	A3判	

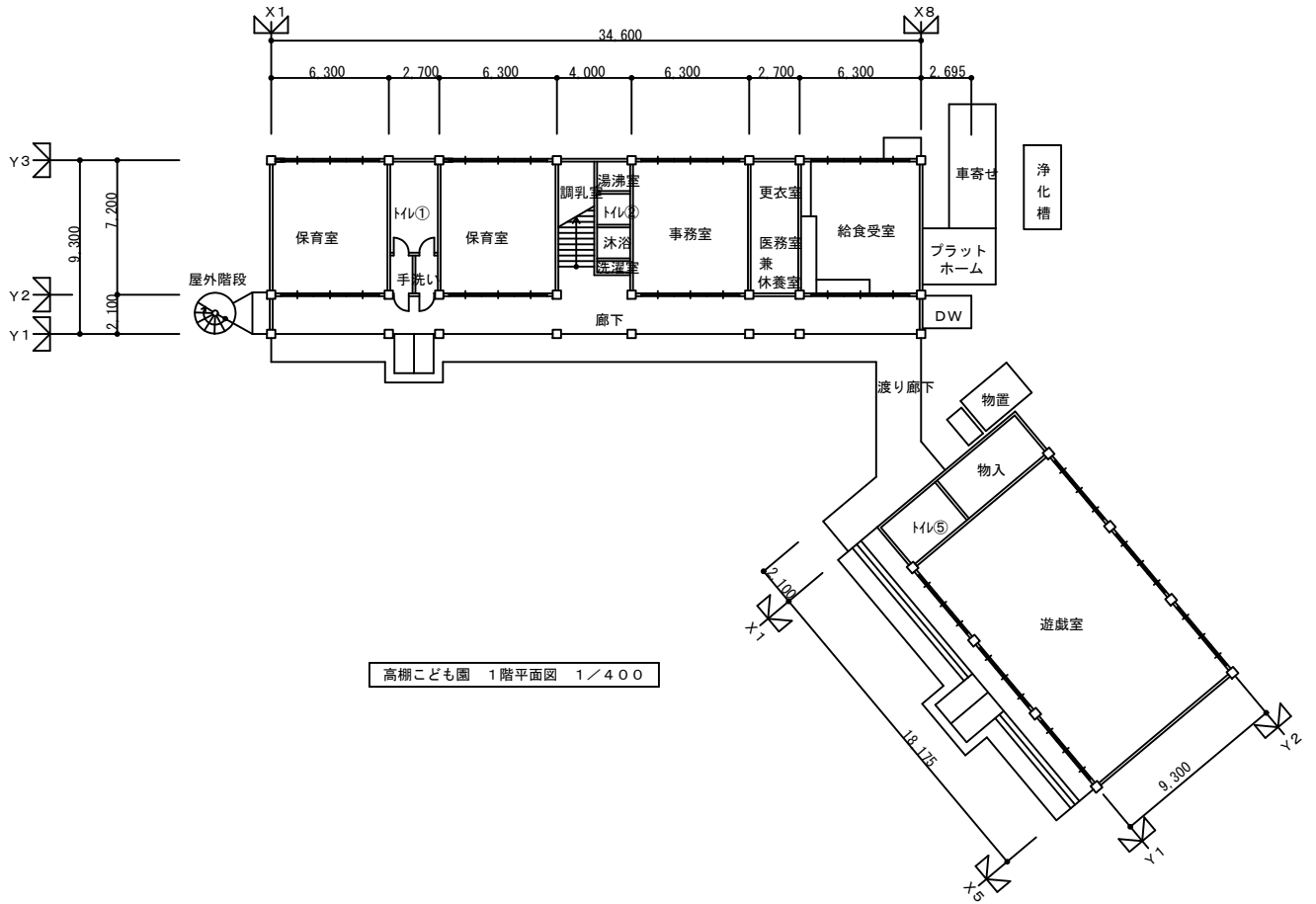
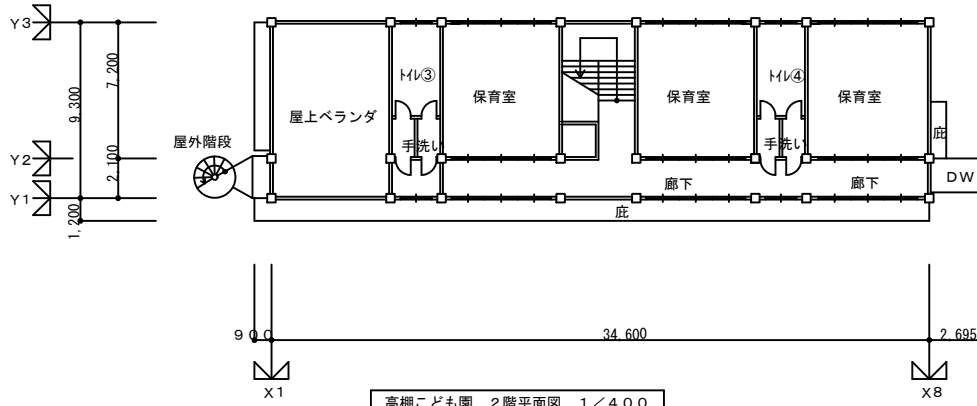
◎	矩計図	1部	A3判	
◎	天井伏図（各階）	1部	A3判	
◎	平面詳細図	1部	A3判	
◎	部分詳細図	1部	A3判	
◎	建具金物仕様書	1部	A3判	
◎	建具表及び建具図	1部	A3判	
◎	仮設計画図	1部	A3判	
◎	法令チェック図	1部	A3判	カラー
積算資料（建築）				
◎	工事費内訳書	1部	A4判	Excel形式
◎	数量算出書	1部	A4判	
◎	数量調書	1部	A4判	
◎	見積書（3社以上）	1部	A4判	
◎	見積比較表	1部	A4判	
◎	単価根拠資料	1部	A4判	
その他資料				
・	構造計算書	1部	A4判	
◎	設備計算書	1部	A4判	
◎	各種計算書	1部	A4判	
・	日影図	1部	A3判	実日影図
・	建築確認申請書	1部	A3折	
◎	関係法令申請書	2部	A3折	
・	測量図	1部	A3判	
・	地質調査報告書	1部	A3折	
・	土質標本	1式	-	ケース入
・	透視図	1部	A2判	
・	模型	1基	1/50	
◎	各種調査報告書	1部	A4判	
◎	工事工程表	1部	A3判	
◎	各種選定比較表	1部	A4判	
◎	各種法令チェック確認書	1部	A4判	

◎	打合せ記録簿	1部	A4判	
・	省エネルギー関係計算書	1部	A4判	
・	ライフサイクルコスト算出書	1部	A4判	
◎	現況写真	2部	A3判	
◎	現況調査資料	2部	A3判	



高棚こども園 配置図 1/600





## 高棚保育園 トイレ衛生器具設置数

場所	こども用		大人用		備考・設備
	小便器	洋式	小便器	洋式	
①	1 (3)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1、シャワーパン×1、洗濯機パン×1
②	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	洗濯機パン×1
⑤	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	
③	2 (4)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1
④	4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1
合計	9 (13)	14 (11)	0 (0)	6 (6)	

- ・ トイレ場所は、別紙平面図に番号を記載。
- ・ ( ) 内は既設の衛生器具数を表す。
- ・ 大人用トイレがある場所は、大人用トイレを優先して設置すること。
- ・ こども用トイレについて、①は乳児仕様トイレ、③、④、⑤は幼児用トイレとして計画すること。

基本仕様書 改修内容一覧

(1)高棚こども園中規模改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	保育室改修	保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 仕上材の撤去及び新設、他部位との段差解消</li> <li>・壁改修 壁下地及び仕上材の撤去及び新設又は塗替え、 掲示板及びホワイトボードの設置</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・家具改修 黒板撤去、ロッカー、掃除道具入れ、収納等の新設</li> <li>・一部幼児室から乳児室への変更改修</li> <li>・手洗いの新設(乳児室のみ)</li> <li>・畳の設置(乳児室のみ)</li> <li>・電源増設(乳児室のみ)</li> <li>・廊下間仕切りをスチールパーテーションに更新(2階1部屋のみ)</li> <li>・保育室 扇風機の更新</li> </ul>
イ	遊戯室改修	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 仕上材の撤去及び新設、他部位との段差解消</li> <li>・壁改修 壁下地及び仕上材の撤去及び新設又は塗替え、 掲示板の設置</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・家具改修 布団収納新設</li> <li>・可動式舞台の設置</li> <li>・カーテン撤去再取付、アコーディオンカーテンの撤去</li> <li>・照明レイアウトの検討</li> </ul>
ウ	トイレ改修	トイレ 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿式から乾式に改修</li> <li>・床壁天井改修</li> <li>・かさ上げにより段差解消</li> <li>・衛生器具更新</li> <li>・給排水管改修</li> <li>・トイレブース更新</li> <li>・内部建具更新(廊下側はめ殺し)</li> <li>・手洗い更新</li> <li>・吊り戸棚、オムツ棚設置</li> <li>・先生用トイレ設置</li> <li>・洗濯機、子供用シャワー設置</li> <li>・汚物流し設置</li> <li>・2階西側トイレのベランダ側手洗いを倉庫とする</li> <li>・遊戯室トイレの窓は型ガラスとする</li> </ul>

エ	廊下改修	2階廊下 階段室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 床組み及び仕上材の撤去及び新設</li> <li>・壁改修 吹付タイル塗替え</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・階段フェンス撤去</li> <li>・階段室との段差解消</li> <li>・サイン更新</li> <li>・手すり更新</li> <li>・廊下東側の扉撤去の検討</li> </ul>
オ	給食受室改修	給食受室 仮給食受室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 塗床塗替え</li> <li>・ハソリ部に排水柵を設置</li> <li>・壁、天井は既設のまま</li> <li>・厨房機器を仮給食受室へ移設</li> <li>・インターホン設置</li> <li>・手洗い更新(自動水栓)、給湯設置</li> <li>・ガスコンロ既設一時撤去、再取付</li> <li>・仮給食受室に仮設シンク設置、仮設給排水(給湯) 仮設電源を計画</li> </ul>
カ	調乳室改修 洗濯室	調乳室 洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ1の一部に間仕切りを設置し調乳室とする</li> <li>・床壁改修</li> <li>・流し台改修(システムキッチン、作業台)</li> <li>・吊り戸棚の設置</li> <li>・工事中の洗濯機移設先に仮設給排水、仮設電源を計画</li> </ul>
キ	静養室改修	静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機設置</li> <li>・天井張替</li> </ul>
ク	職員室改修	職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ扉改修</li> <li>・Jアラート用スピーカー設置</li> </ul>
ケ	物置改修	物入、倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製建具更新</li> </ul>
コ	テラス改修	1階廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嵩上げによる段差解消</li> <li>・サイン更新</li> <li>・フック、アイボルト、物干し用金具設置</li> <li>・防鳥ネットの設置</li> <li>・下足箱残地(木部改修)</li> </ul>
サ	屋上改修 (ベランダ)	2階屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上(ベランダ)</li> <li>・手洗い給排水の更新</li> <li>・(必要に応じて)給湯器の更新</li> <li>・温水シャワーの設置</li> <li>・プール用具収納家具設置</li> <li>・プール用鉄骨の収納スペースの検討</li> <li>・(必要に応じて)救助袋の設置</li> <li>・タラップ改修</li> </ul>

(2) 保全改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	屋根改修	屋根	・防水改修を原則とする
イ	外壁改修	外壁、軒天	・劣化部補修の上塗装改修 ・各部シーリング打ち替え ・鋼製手すり改修 ・樋及び飾り柵の更新 ・臭突の撤去 ・電線管の改修
ウ	外部建具改修	外部建具	・更新を基本とするが、劣化状況によっては塗替、 金物交換等の交換 (脱落防止金物、戸車、クレセントなどの交換)

(3) 周辺整備改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	門扉廻り改修	正門	・通用門にインターホン(電気錠、テンキー) ・正門前のハンドホール改修 ・飼育小屋の撤去 ・正門両側の生垣撤去
イ	テラス前改修	テラス前	・避難階段の更新 ・乳児室前にデッキテラスを設置 ・外部手洗い改修 園舎手洗いは、配置の検討 手洗い、足洗及び温水シャワーの計画 手洗いは、目洗い水洗を撤去
ウ	その他改修	駐車場	・駐車場外灯更新(LED化) ・北側駐車場道路沿いの樹木撤去 ・一部舗装



## 志貴保育園 トイレ衛生器具設置数

場所	こども用		大人用		備考・設備
	小便器	洋式	小便器	洋式	
①	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	洗濯機パン×1
②	1 (-)	2 (-)	0 (-)	1 (-)	シャワーパン×1、洗濯機パン×1
②'	2 (2)	2 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1
③	4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1
④	4 (4)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	汚物流し×1
合計	11 (10)	10 (9)	0 (0)	6 (5)	

- ・ トイレ場所は、別紙平面図に番号を記載。
- ・ ( ) 内は既設の衛生器具数を表す。
- ・ 大人用トイレがある場所は、大人用トイレを優先して設置すること。
- ・ こども用トイレについて、②は乳児トイレ、②'、③、④は幼児トイレとして計画すること。

基本仕様書 改修内容一覧

(1) 志貴保育園中規模改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	保育室改修	保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 （1階）フローリング改修、他部位との段差解消 （2階）下地及び仕上材の撤去及び新設、他部位との段差解消</li> <li>・壁改修 壁下地及び仕上材の撤去及び新設又は塗替え、 掲示板及びホワイトボードの設置</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・家具改修 黒板撤去、ロッカー、掃除道具入れ、収納等の新設</li> <li>・手洗いの新設(乳児室のみ)</li> <li>・畳の設置(乳児室のみ)</li> <li>・電源増設(乳児室のみ)</li> <li>・2階内部建具更新(一部残置)</li> <li>・保育室 扇風機の更新</li> </ul>
イ	遊戯室改修	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 フローリング改修、他部位との段差解消</li> <li>・壁改修 壁下地及び仕上材の撤去及び新設又は塗替え、 掲示板の設置</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・家具改修 布団収納新設</li> <li>・可動式舞台の設置</li> <li>・カーテン撤去再取付</li> <li>・照明レイアウトの検討</li> <li>・西側窓ガラスをパネル化</li> </ul>
ウ	トイレ改修	トイレ 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿式から乾式に改修</li> <li>・床壁天井改修</li> <li>・かさ上げにより段差解消</li> <li>・衛生器具更新</li> <li>・給排水管改修</li> <li>・トイレブース更新</li> <li>・内部建具更新(廊下側はめ殺し)</li> <li>・手洗い更新</li> <li>・吊り戸棚、オムツ棚設置</li> <li>・先生用トイレ設置</li> <li>・洗濯機、子供用シャワー設置</li> <li>・汚物流し設置</li> <li>・2階西側トイレのベランダ側手洗いを倉庫とする 廊下からの出入口新設を検討する</li> <li>・遊戯室トイレの窓は型ガラスとする</li> </ul>



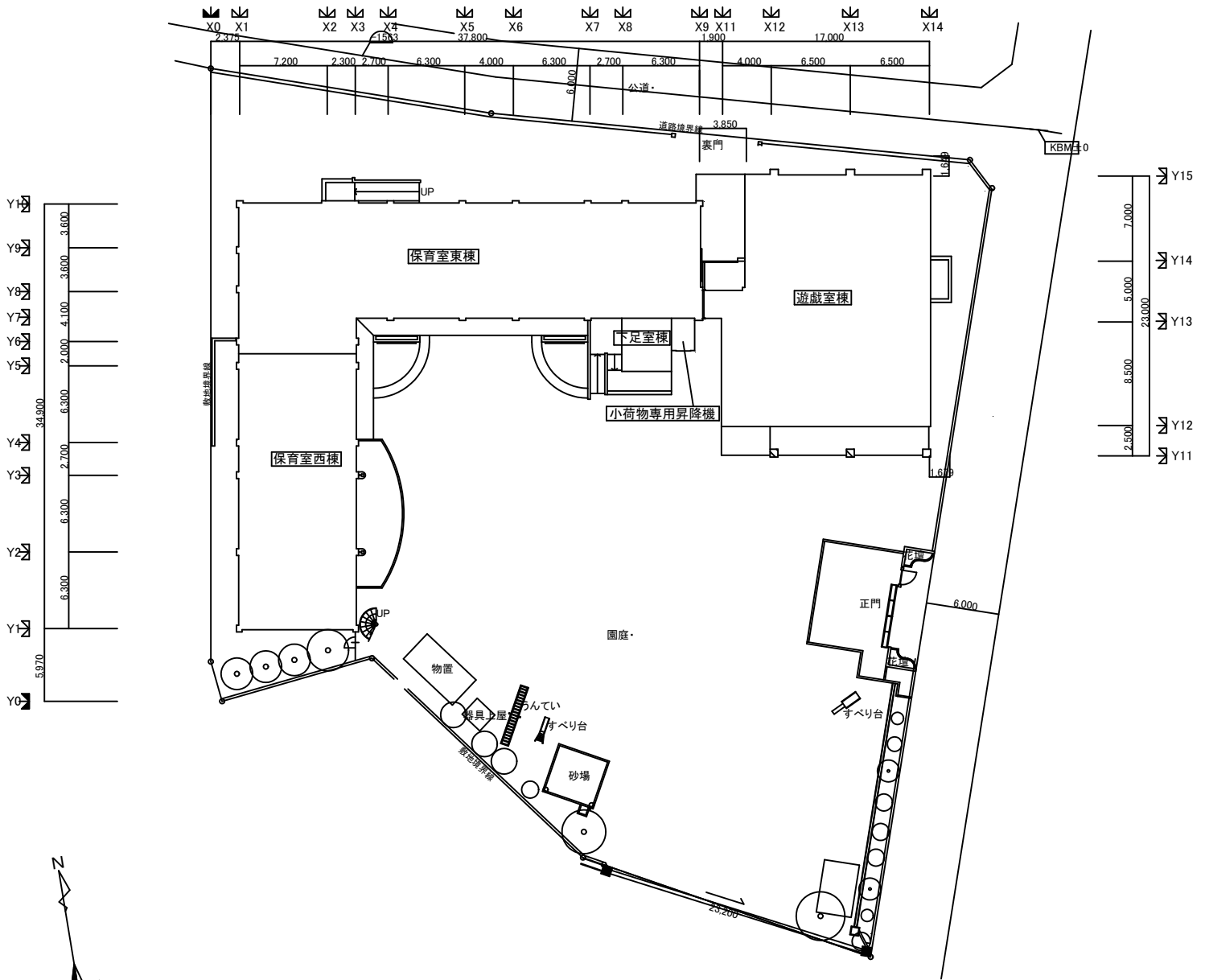
エ	廊下改修	2階廊下 階段室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床改修 床組み及び仕上材の撤去及び新設</li> <li>・壁改修 吹付タイル塗替え</li> <li>・天井改修 EP塗替え</li> <li>・階段フェンス撤去</li> <li>・階段室との段差解消</li> <li>・サイン更新</li> <li>・手すり更新</li> <li>・廊下東側の扉撤去の検討</li> </ul>
オ	給食受室改修	給食受室 仮給食受室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターホン設置</li> <li>・手洗い更新(自動水栓)、給湯設置</li> <li>・ガスコンロ既設一時撤去、再取付</li> </ul>
カ	調乳室改修	調乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>※トイレ②、②'に設置できない場合</li> <li>・床壁改修</li> <li>・乳児室との間に扉の設置を検討</li> <li>・流し台改修(システムキッチン、作業台)</li> <li>・吊り戸棚の設置</li> </ul>
キ	職員トイレ沐浴 洗濯室	職員トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員トイレの拡張</li> <li>・洗濯パンの設置</li> <li>・ハンガーパイプの設置</li> </ul>
ク	静養室改修	静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機設置</li> <li>・天井張替</li> <li>・床改修</li> </ul>
ケ	職員室改修	職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ扉改修</li> <li>・Jアラート用スピーカー設置</li> </ul>
コ	物置改修	物入、倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製建具更新</li> </ul>
サ	テラス改修	1階廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嵩上げによる段差解消</li> <li>・サイン更新</li> <li>・フック、アイボルト、物干し用金具設置</li> <li>・防鳥ネットの設置</li> <li>・下足箱残地(木部改修)</li> </ul>
シ	屋上改修 (ベランダ)	2階屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上(ベランダ)</li> <li>・手洗い給排水の更新</li> <li>・(必要に応じて)給湯器の更新</li> <li>・温水シャワーの設置</li> <li>・プール用具収納家具設置</li> <li>・プール用鉄骨の収納スペースの検討</li> <li>・(必要に応じて)救助袋の設置</li> <li>・タラップ改修</li> </ul>
ス	室外機移設	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設室外機を屋上へ移設</li> <li>・移設に伴う配管の撤去新設</li> </ul>

(2) 保全改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	屋根改修	屋根	・防水改修を原則とする
イ	外壁改修	外壁、軒天	・劣化部補修の上塗装改修 ・各部シーリング打ち替え ・鋼製手すり改修 ・樋及び飾り桧の更新 ・臭突の撤去 ・電線管の改修
ウ	外部建具改修	外部建具	・更新を基本とするが、劣化状況によっては塗替、 金物交換等の交換 (脱落防止金物、戸車、クレセントなどの交換)

(3) 周辺整備改修設計

	改修項目	部位	改修概要
ア	門扉廻り改修	正門	・通用門にインターホン(電気錠、テンキー) ・正門前のハンドホール改修 ・飼育小屋の撤去 ・正門両側の生垣撤去
イ	テラス前改修	テラス前	・避難階段の更新 ・乳児室前にデッキテラスを設置 ・外部手洗い改修 園舎手洗いは、配置の検討 手洗い、足洗及び温水シャワーの計画 手洗いは、目洗い水洗を撤去 ・屋根(網入りガラス)の葺替え
ウ	駐車場	駐車場	・駐車場外灯更新(LED化) ・北側駐車場道路沿いの樹木撤去 ・舗装改修 ・プロパン庫の解体 ・プラットホームの改修



あけぼの保育園 配置図 S=1/500





# 設 計 基 準

安城市建設部施設保全課

令和4年2月1日

## 1 総 則

この設計基準は、設計業務におけるルールと設計図作成要領等を定める。次の事項は特に留意すること。

- (1) 設計は適切な構造、仕上げを選定し、予定工事費以内とする。
- (2) 意匠は、原則として華美を避ける。
- (3) 材料、仕上げ等の選定、耐久性を重視し、将来の保守点検等にも配慮する。
- (4) 建築と設備は、整合を保ち設計の完全を期する。
- (5) 仕様等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）及び、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）の各最新版によること。
- (6) 「安城市施設建物整備基準」を参考とする。
- (7) 設計は維持管理を含めたコスト縮減を図る。
- (8) 環境への配慮として次の環境配慮項目表に基づき、本業務に該当する事項に関し、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させる。

1 工事におけるリサイクルの推進 (1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用 ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 (2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用 ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用	4 施設の耐久性の向上（長寿命化） 5 環境と調和した施設への転換 (1) 生態系の保全等自然環境との調和 ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 (2) 施設の緑化 ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 (3) 親水施設の整備 (4) 自転車利用環境の整備 (5) 雨水の地下浸透策 ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枿 (6) 人にやさしい施設の整備 ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 (7) 景観形成の推進
2 工事における環境改善 (1) 使用材料・機械及び工法の見直し (2) 低公害型作業機械の採用 (3) 熱帯材型枠の使用抑制 ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 (4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮	

<p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	
---	--

## 2 設計図作成要領

- (1) 図面への表現は、簡明で重複を避け、各所ごとにしやすいこと。
- (2) 別途工事及び将来計画は、その旨を記入する。
- (3) 建築、設備の工事区分を明確にする。
- (4) 配筋図は、標準配筋図に準拠する。
- (5) 図面データは、建築・設備 CAD 図面作成要領によること。
- (6) 図示記号は建築工事標準詳細図、公共建築設備標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）を基本とする。
- (7) 図面目次
  - ア 工事名称と図面目次は、原則として1枚とする。
  - イ 工事名称は、原則として「・・・建設工事」、「・・・主体工事」、「・・・電気工事」、「・・・管工事」、「・・・空調工事」のいずれかを基本とする。

## 3 建築設計図

- (1) 意匠図
  - ア 配置図
    - (ア) 縮尺は1/200から1/600程度とする。
    - (イ) 敷地面積、建築面積及び延べ床面積、工事内容等の概要を記入する。
    - (ウ) 敷地の接する道路幅員、計画建物の外郭通り芯寸法、建物と敷地境界線からの寸法線等の記入をする。
    - (エ) 電柱の位置、高圧線の位置、その他既設建物及び障害物がある場合は記入する。
    - (オ) 延焼のおそれのある範囲を示す。
  - イ 建物面積算定図
 

算定の根拠を図示する。
  - ウ 仕上表
    - (ア) 外部と内部に分け、内部は各階・各室毎に記入する。
    - (イ) 取付機器、家具等を備考欄に記入し、別途工事は明記する。
  - エ 平面図
    - (ア) 縮尺は原則として1/100とする。ただし、監督員と協議のうえ変更することができる。



- (イ) 通り芯及び壁芯の位置を示す寸法を記入する。
- (ウ) 構造体は、種別毎に区分し、凡例を示す。
- (エ) 床高が異なる場合は、基準（ZN）からの高さを示す。
- (オ) 防火戸、防火シャッターを示す。
- (カ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

#### オ 立面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 外周全面を示す。
- (ウ) 凡例等を用いて、仕上げ材料の範囲を種別毎に示す。
- (エ) 高架水槽、クーリングタワー、無線鉄塔、アンテナ、看板、タラップ等を示す。  
ただし、別途工事の場合は点線で示す。

#### カ 断面図

- (ア) 縮尺は平面図に準ずる。
- (イ) 原則として2面以上とする。
- (ウ) 周辺道路及び隣地との高低関係を示し、道路斜線等高制限の範囲を示す。
- (エ) 階高、天井高、基礎深さ、建物の最高高等を示す。
- (オ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

#### キ 矩計図

- (ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。
- (イ) 窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁の納まり、屋上防水の納まり等代表的な部分  
を示す。
- (ウ) 必要に応じ部分詳細図を追記する。縮尺は1/10程度とする。

#### ク 詳細図

- (ア) 平面詳細図、展開図及び断面図は、1/50の縮尺を基本とする。
- (イ) 平面詳細図は、平面図と同一方向に配置し、展開図は、上を起点とし時計廻り  
の順序で作成する。
- (ウ) 階段、便所、台所、玄関、浴室等は、断面を示す。
- (エ) 平面詳細図には、フローダクト、ピット等の位置を示す。
- (オ) 展開図には、洗面器、壁付照明器具、消火栓、拡声器、各種盤類、吹出口、吸  
込口、コンベクター等を示す。

#### ケ 天井伏図

- (ア) 縮尺は平面図に準じる。
- (イ) 照明器具、スピーカー、天井点検口、吸出口等の位置を示す。

#### コ 建具表

- (ア) 縮尺は原則として1/50とする。
- (イ) 案内図を作成し、延焼のおそれのある範囲を示す。

(ウ) 建具表には姿図、内法寸法、使用箇所、数量、材種、見込み寸法、仕上げ、額、ガラリ、付属金物の種類、材種、寸法、ガラスの種類、厚さ等を示す。

(2) 日影図

新築、増築については日影図を作成する。基準で定められたもの以外は監督員と協議のうえ作成する。

(3) 法規チェック図

以下の項目について記載すること。

(ア) 延焼のおそれのある範囲

(イ) 防火区画

(ウ) 特定防火設備及び防火設備

(エ) 歩行距離及び重複区間の距離

(オ) 排煙区画

(カ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例に関する事項

(キ) その他必要な事項

(4) 構造

ア 基礎伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 符号を用いて示す。

(ウ) 通り芯（基準線）から基礎及び地中梁の芯までの寸法を示す。

(エ) 基礎底の深さを示す。

(オ) 配管用等の地中梁貫通部分で補強を要する部分を示す。

(カ) 杭基礎は、位置を示し、杭の仕様、長さ及び本数を一覧表にする。

(キ) 杭基礎は、「あらかじめの設計」を行い、施工誤差を担保する。

イ 各階伏図

(ア) 縮尺は平面図に準じる。

(イ) 柱記号、梁記号及び床版記号を用いて示す。

(ウ) 壁部分は、腰壁と下り壁を区分して示す。（見上図を基本とする。）

(エ) 床面のレベル差を示す。

(オ) 配管用等の梁貫通部及び開口部を示す。

(カ) 通り芯（基準線）から梁芯までの平面寸法を示す。

(キ) エキスパンションジョイントは、その位置を示す。

ウ 柱及び梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30及び1/50とする。

(イ) 両端部と中央部の断面図を示す。（同一配筋の場合は省略可）

(ウ) 通り芯から断面芯までの寸法を示す。

エ 基礎及び地中梁断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 砕石、捨てコンクリート等の地業関係を示す。

(ウ) 杭位置、間隔を示す。

(エ) 設計GLからの高さを示す。

#### オ 床版断面表

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 長辺及び短辺方向を各々示し表示し、特殊な場合は、平面配筋図を追記する。

#### カ 壁配筋図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 壁厚ごとに配筋を示す。

(ウ) 耐震壁は、軸組図へ開口部、消火栓ボックス及び分電盤等の開口を示し、各部補強筋を追記する。

#### キ 架構配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 主要ラーメン3箇所程度を示す。

#### ク 雑配筋詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/30又は1/50とする。

(イ) 煙突、その他特殊な詳細部分の配筋詳細を示す。

#### ケ 鉄骨架構図

(ア) 縮尺は原則として1/100とする。

(イ) 全架構を示す。

(ウ) 開口部廻り、壁ブレース、胴縁、基礎廻り等を示す。

#### コ 鉄骨詳細図

(ア) 縮尺は原則として1/20又は1/30とする。

(イ) 柱梁の接合部継手、母屋、胴縁、ブレース、その他特殊な詳細部分を記入する。

(ウ) 高力ボルト径、溶接の脚長、ガセットプレートの厚さ等は、不備、不足に留意して示す。

### (5) 構造設計

「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」によることを基本とする。

## 4 設備設計図

### (1) 電気設備設計

#### ア 屋外配線図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 責任分界点及び電力供給会社の供給柱を示す。

(ウ) 埋設管断面図

イ 送電関係一覧表

ウ 電灯・動力の系統図及び幹線図

(ア) 縮尺は原則とし、平面図は1/100又は1/200とし、立面図は1/10から1/50とする。

(イ) 系統図

(ウ) 平面図、立面図により、盤類に指定番号・負荷計算容量を示す。

エ 盤関係図

(ア) 内部結線を明示し、分岐回路容量、分岐回路番号を示す。

オ 電灯設備

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 照明とコンセントは、原則として別図とする。

(ウ) 電線管、電線の太さ、収納数を示し、特殊ボックスはその種類及び寸法を記入する。

(エ) 最上階スラブ、地階外壁、外壁梁材軸方向には、原則、埋め込み配管を行わない。

(オ) 梁及び柱には原則としてボックスは設けない。また、分電盤廻り等の配管集中個所は構造担当と協議する。

(カ) 室名別照明器具一覧表

カ 動力設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 小規模のものは、電灯配線図に併記する。

キ 弱電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 表示方法は、電灯、コンセント配線図に準じるものとし、機器、端子盤等には、種類、指定番号及び対数を示す。

(ウ) 機械室の配線図は、機器の使用及び接続を記入する。

ク 自動火災報知設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 系統図

(ウ) 感知区域分割線を記入する。

ケ 機器、盤類及び照明器具姿図

(ア) 原則として、規格品を採用し、各機器の記号及び通し番号を付し内容、種類及び寸法を示す。

コ 受変電設備配線図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法を記入し、母線の結線状態を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎詳細図

サ 発電設備図及び機器配置図

(ア) 縮尺は原則として1/20から1/50とする。

(イ) 寸法、形状及び各仕様を示す。(平面図、立面図)

(ウ) 基礎図(主体基礎の場合はそのとりあい)

シ 接地系統図

その種別ごとに示す。

ス 避雷針設備図

(ア) 種類、設置場所、支持状態及び地上からの尖頭高を示す。

(イ) 接地極埋設図

セ その他必要に応じて作成する書類

(ア) 遮断器の遮断容量計算書

(イ) 負荷一覧表

(ウ) 使用機器一覧表

(エ) 照度計算書

(2) 管及び空調設備設計

ア 屋外配管図

(ア) 縮尺は原則として1/200から1/600とし、配置図を兼ねる。

(イ) 敷地内外の配管系統ごとに材種、管径及び流水方向を示し、埋設管は、必要に応じて、深さ、敷地境界線及び建築物からの水平距離を示す。

(ウ) 既設本管と接続する場合には、その工事区分を明確にする。

(エ) 管断面図

(オ) 敷地に高低差があるときは、コンターラインを示し、排水管路縦断面図を作成する。

イ 系統図

(ア) 断面図に示し、階高を示す。

(イ) 建物の地盤レベルが相違する場合は、基準面よりの高低差を示す。

ウ 屋内配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とする。

(イ) 機械室、便所等配管の複雑な箇所は、1/20から1/50の配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。ただし、必要な箇所は複線とする。

エ 風道配管図

(ア) 縮尺は原則として1/100又は1/200とし複線とする。

(イ) 風道の太さ、吸込口の種類、寸法、風量及び風向を示す。

(ウ) 機械室は1/20から1/50の風道配管詳細図(平面図、断面図)を作成する。

オ 詳細図（機械、浄化槽、消火栓、水槽、桧、架台、基礎等）

（ア）縮尺は1／10から1／50とする。（原則）ただし、桧については1／10又は、1／20とする。（原則）

（イ）仕様及び一覧表を作成する。

（ウ）各槽への取入、取出し部分の配管詳細（平面及び断面）を示す。

カ 使用機器、衛生器具一覧表

設置場所、数量、仕様、付属品明細を示す。

キ その他必要に応じて作成する書類

（ア）給排水量（雨水及び湧水を含む）計算書

（イ）給湯量、ガス量、冷暖房負荷、風量及び機器選定計算書

（ウ）主管及び枝管の管径計算書

（エ）浄化槽負荷計算書

（オ）消火機器選定計算書

（カ）排煙機器選定計算書

## 5 エレベーター、エスカレーター及びリフト関係詳細図

（1）性能を示すことを基本とし、特定の製造所（メーカー）に限定される表現をさける。

（2）オプションとなる仕様箇所は、内容を示す。

（3）構造体Ⅱ類以上の場合はS 1 4の耐震安全性を基本とする。

（4）乗用エレベーターの出入口幅はW 9 0 0以上とする。

（5）主体工事として発注するため、それに合わせた表記とすること。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年2月1日から施行する。

# 建築・設備 CAD 図面作成要領

## (目的)

第1条 この要領は、建築及び建築設備の図面作成について、最低限必要であるルールについて定め、CADデータの交換及び共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

## (対象)

第2条 この要領は、安城市が発注する設計業務で作成する図面及び工事の完成図に適用する。

## (一般事項)

第3条 図面ファイル（CADデータ）の電子成果品はDWG形式とする。

2 電子成果品は、以下のことをAutoCAD又はIJCAD（AutoCAD互換ソフト）を用いて確認した上で提出すること。

- 一 使用CADソフトの最新バージョンで編集できること。
- 二 図面を構成する線及び文字等の各要素が、本要領の規定によって定めた書式の属性（レイヤ名、線種、線幅、色等）で表示されること。
- 三 電子成果品をPDF出力後に紙印刷したものが、成果品の設計図（紙印刷物）と同一となること。

3 設計図（紙印刷物）の基となっているPDFデータ（印刷時A3判）を成果品として提出すること。

## (図面のサイズ)

第4条 レイアウトサイズ（用紙サイズ）は、A1判を標準とする。

## (ファイル名等)

第5条 図面ファイルの名称は日本語とし、ファイルの命名は、図面番号及び図面名称とする。

2 図面ファイルの作成は、図面ごとにファイルを分けて作成する。なお、ひとつのモデル空間に2つ以上のペーパー空間を作らないこととする。

## (図面の書式等)

第6条 図面の書式及び設定については、次の各号のとおりとする。

- (1) 印刷スタイルテーブルは、monochrome.ctbを使用すること。
- (2) 印刷尺度は、1：1とする。
- (3) 画層レイヤ名は日本語とし、レイヤの分類については、事前に業務計画書によ

り、監督員の承諾を得ること。

(4) 線及び文字の色の指定はしないが、By Layerで各々指定すること。また、基本の背景色を黒色とし、背景が黒色でも明瞭に識別できる色を設定すること。

(5) 線種設定について、事前に業務計画書により線種一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(6) 文字の書体は、MSゴシックを基本とする。特別の理由により他の書体を利用する場合は、監督員と協議の上決定すること。また、印刷時に容易に文字が判別できるように、最小の文字高さは印刷時に3ミリメートルとすることを原則とする。

なお、事前に業務計画書により文字スタイルの一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(7) 線の太さはBy Layerとすること。また、線の太さ毎に線の色を使い分けること。

(8) 寸法線について、事前に業務計画書により寸法スタイル一覧を提出するとともに、モデル空間の作図余白に明示すること。

(その他)

第7条 この要領の規定によりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得て業務を行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。